

遺言制度の見直しにおける主な検討事項

第1 基本的な視点

1 遺言制度及びその利用状況

遺言とは、遺言者が生前に表示した意思に法的効果を与え、遺言者の死後にその最終意思の実現を確保するための単独行為である。遺言については、遺言者の真意を確保し、遺言書の偽造及び変造を防止する（真意性・真正性の担保）ために厳格な方式が定められており、民法において、普通の方式として自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言が定められているほか、死亡危急時等の特別な状況下に限って認められる特別の方式が定められている。

遺言制度については、平成11年の民法改正において、遺言の方式に関する若干の改正が行われたほか、平成30年の民法改正においては、自筆証書遺言を利用しやすくする観点等から方式の一部緩和等が行われるとともに、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）の制定により自筆証書遺言書の保管制度が創設された。もともと、遺言の方式に関する規定については、明治民法（明治31年施行）から基本的な枠組みに変更はない。

遺言制度の利用状況についてみると、主に用いられている方式は公正証書遺言及び自筆証書遺言であるところ、近年における公正証書遺言の作成件数は年間約11万件前後である。また、自筆証書遺言の作成件数を示す統計はないものの、公正証書遺言及び自筆証書遺言書保管制度に基づき保管された自筆証書遺言書を除く遺言について、相続開始後に必要とされる遺言書の検認の審判事件の件数は年間約2万件前後であり、令和2年7月に運用が開始された自筆証書遺言書の令和5年の保管申請件数は年間約2万件である。

2 検討の経緯及び意義

現代社会におけるデジタル化の進展の下、政府は、行政のデジタル化を重要な課題と位置付け、累次にわたって国家戦略を策定し、また、社会のデジタル化の基盤整備を進めている。遺言制度については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「自筆証書遺言制度のデジタル化」が盛り込まれ、法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることや、自筆証書遺言書における押印の必要性及び自書を要求する範囲等について検討を行うこととされた（注）。

なお、公正証書については、上記の規制改革実施計画において、その作成に係る一連の手のデジタル化を図ることが盛り込まれていたところ、令和5年に公証人法が改正され、これにより、公正証書遺言を電磁的記録により作成することや公証人に対する陳述等をウェブ会議により行うことが可能となっている（令和5年6月14日
5 日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定）。

遺言制度については、高齢化社会の到来、家族の在り方の変化又は多様化などの近時における社会経済情勢の変化等の下で、その重要性が増すとともに、簡便に遺言を作成することができる必要性も高まっていると考えられる。そして、デジタル技術の急速な進展及び普及により、デジタル技術は日常生活において欠かせない手段とな
10 っており、また、日常生活において手書きにより文書を作成する機会は少なくなっていると考えられる。

このような状況の下で、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討する意義があると考えられる。
15

（注）規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

「自筆証書遺言制度のデジタル化」

- ① 法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。
20 その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとった制度設計に向けた検討を行うものとする。
- ② 上記①の検討を踏まえ、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについて検討を行う。
25
- ③ 法務省は、上記①の検討に加え、現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが急速に進展している状況も踏まえて押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点
30 から必要な検討を行う。

3 検討の視点

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないところ（民法第968条第

1 項及び第2項)、高齢者等を中心として、全文等の自書によって遺言を作成することに相当の負担感があるとの指摘や、負担感の内実は物理的なもののほか、心理的なもの(重要な文書を作成するためのもの、又は普段手書きをしないことによるもの)の場合があるとの指摘がある。

5 他方で、遺言者本人は、遺言の効力が生じるときには既に死亡しており、遺言の内容について改めて本人に意思を確認することができないことから、上記のとおり真意性・真正性の担保のため遺言について厳格な方式が定められている。また、これに加え、軽率に作成して後に争いを残さないようある程度慎重な考慮(熟慮)を促す趣旨も指摘されている。

10 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式や現行の自筆証書遺言の方式の在り方等を検討するに当たっては、世代を問わず遺言しようとする者が利用しやすいものとすべき要請(利便性・簡便性の要請)と、遺言制度において求められる真意性・真正性等の担保とのバランスを考えていくことが重要であると考えられる。

15 このような視点を含め、今後の検討に当たって、基本的な視点や観点としてどのようなものが考えられるか。

第2 主な検討事項

1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

(1) 遺言制度における新たな遺言の方式の位置付け等

20 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について検討するに当たっては、遺言制度全体の中での新たな方式の在り方という観点から、自筆証書遺言、新たな方式の遺言、公正証書遺言という制度の全体像を意識しながら議論する必要があるとの指摘や、仮に証人の立会い、公的機関での手続等を要することとした場合には、過重な負担になるばかりでなく、公正証書遺言や秘密証書遺言との棲み分けが問題となるとの指摘がある。他方で、新たな方式の遺言において自書要件がなくなるのであれば、上記の手続等を要するとしても、自書要件とは別の観点からの一定程

25 度の負担としてやむを得ないのではないかとの指摘もある。

30 また、検討の前提として、自筆証書遺言等の現行の方式において、それぞれの方式要件によってどの程度真意性・真正性を担保することができるのかを踏まえる必要があるとの指摘がある。

新たな遺言の方式の遺言制度全体の中での位置付け、他の方式との役割分担、真意性・真正性の担保の程度等について、どのように考えるか。

(2) 遺言の本文に相当する部分の在り方

遺言の本文に相当する部分について、例えば、全文、日付及び氏名を自書した書面を作成し、同書面をスキャンする方式、デジタルタッチペンを利用して全文等を入力する方式、ワープロソフト等を利用して全文等を入力する方式、ウェブサイト上で遺言に係る情報を入力する方式等の文字情報による電磁的記録とする方式のほか、録音・録画した電磁的記録とする方式も考えられる。

本文に相当する部分については、遺言者が簡便に作成できるものか否か、偽造・変造のリスク（なお、この点については下記(3)と併せて検討する必要がある。）、本人自身による作成作業を要するものとするか否か、簡便に作成することを重視すると慎重な考慮（熟慮）を促すことができないのではないか、当該遺言に基づく執行手続を円滑に行うことができるかなどの観点が問題となり得るところ、本文に相当する部分の在り方について、どのように考えるか。

(3) 真正性を担保するための方式の在り方

新たな遺言の方式については、自筆証書遺言が本人のみで手軽に作成できることを踏まえると、まずデジタル技術の活用のみによって本人の意思に基づいて作成されたことを担保する在り方を検討することが考えられ、例えば、電子署名（注）を講ずる方式が考えられるところ、電子署名を講ずるのみでは家族等が遺言を偽造するリスクを十分には回避することができないのではないかとの観点から、電子署名と併せて更に録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式や、生体認証技術を利用する方式等が考えられる。また、デジタル技術の活用のみではその担保が困難と考える場合には、デジタル技術と併せて、証人等の関与を必要とする方式を検討することが考えられ、例えば、証人の立会いを必要とする方式、公設のカメラ付き専用ブースでの作成を必要とする方式、保管制度を設け、保管の申請時に本人確認をする方式等が考えられる。

これらの方式については、世代を問わず遺言しようとする者が利用しやすいものとすべき要請がある一方、真意に基づくものであることを担保する要請があると考えられ、また、現在の技術水準のみにとらわれずに検討する必要があるとの指摘もあるところ、どのように考えるか。

（注）電子署名について

電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものをいう（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項）。電子署名は、その機能に着眼した技術中立的なものとなっているが、現在の実務においては、公開鍵暗号方式と呼ばれる技術方式が用

いられている。そのため、デジタルタッチペンによる署名は、電子署名には該当しない。

(4) 他人による改変の防止の在り方

5 真意性・真正性の担保のため、本人が遺言を作成した後、他人による改変を防止する手段を講じる必要があるところ、その方法についてどのように考えるか。例えば、電子署名やブロックチェーンその他のデジタル技術を活用することについて、どのように考えるか。

(5) 日付について

10 日付は、遺言能力の有無の基準としての役割、複数の遺言が存在する場合の最後に作成されたものの特定等のために必要となる場所、デジタル技術を活用した新たな遺言を作成する場合、作成日として入力（記載）された日、デジタル機器によって記録された入力日、電子署名を講じた日等が生じ得る。それらの関係性や、いずれを遺言の成立した日と位置付けるかが問題となり得るところ、この点について、どのように考えるか。

15

(6) 加除変更、撤回について

20 自筆証書遺言においては、加除その他の変更について、場所の指示、変更した旨の付記、署名及び押印という厳格な方式が定められているところ、デジタル技術を活用した新たな方式によって遺言を作成する場合、当該遺言の完成に当たって改ざん困難な措置を講じるのであれば、加除その他の変更に係る規定を設ける必要がないと考えることもできる。

また、遺言者が故意に遺言書を破棄することにより遺言を撤回したものとみなされるところ、電磁的記録を原本とした場合の撤回の在り方については、原本と同一の電磁的記録が複数生じ得ることなどを考慮する必要があると考えられる。

25

これらの点について、どのように考えるか。

(7) 保管制度の要否等

30 自筆証書遺言書については、遺言書保管法により、令和2年7月以降、法務局に保管申請をすることができることとなっていることからすると、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式についても保管制度を設けることが考えられる。

保管制度を設ける場合の保管の主体については、仮に民間事業者において保管するものとした場合には、業務の継続性や業務の適正性をどのように担保するのか、検索及び通知の仕組みを実現することが難しくなるのではないかなどの問題

があり得る一方、公的機関において保管するものとした場合には保管コスト等を含めた制度の在り方を検討する必要があるとも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

5 また、本人（遺言者）が施したパスワード等により他人が遺言のデータ内容を読み取ることができないおそれがあることなど、デジタル技術の特性によって発生し得る問題を重視し、保管を義務付けるべきとの考え方と、保管を義務付けると過重な要件となることから、保管するか否かについては現行の自筆証書遺言書と同様に任意とすべきとの考え方とがある。また、上記とは別の観点から、真意性・真正性を担保する手段として保管手続における本人確認を要件とするとの考え方もあり得る。これらを踏まえ、保管制度について、どのように考えるか。

10 そのほか、保管制度を設ける場合には、相続人等が遺言の存在を知ることができる仕組み及び検索の仕組みを設けることが考えられる。また、他人による改変防止及び相続人等が遺言の存在を知ることができる仕組みが設けられることを前提として、家庭裁判所における検認を不要とすることが考えられる。これらの点について、どのように考えるか。

2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

(1) 押印要件について

20 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、遺言書の全文等を自書するほか、押印することが求められている（民法第968条第1項）。

いわゆるコロナ禍において、社会のデジタル化が急速に進展したこと等に伴い、行政手続や民間の商慣行等における押印の見直し等が図られたことやデジタル技術が進展したこと等により、重要な文書について作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつある可能性も否定できないとの指摘もあるところ、押印要件について、どのように考えるか。

(2) 自書を要しない範囲について

30 平成30年民法（相続法）改正により、自筆証書遺言の方式要件が緩和され、自筆証書に財産目録を添付する場合には、その目録については自書を要しないこととされた（民法第968条第2項）。

もっとも、現在でも、高齢者等において、全文等を自書することが大きな負担になっているとの指摘がある。

自筆証書遺言については、証人等が作成に関与しないため、財産目録を除く全文

等の自書の要件が真意性及び真正性を担保していると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大するとも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

5

3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

秘密証書遺言は、遺言の内容については秘密にしたまま、その存在自体については明らかにすることができる点に特質があるが、作成件数は少数にとどまっている。ニーズの程度や、デジタル技術を活用して上記特質を実現する方法等を考慮し、デジタル技術を活用した秘密証書遺言に相当する新たな遺言の方式を設けることについて、

10

どのように考えるか。

4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

特別の方式の遺言である死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言、一般隔離地遺言及び在船者遺言について、利用件数が少ないことなどを踏まえると、規律を見直す必要性が高いとはいえないとの指摘がある一方で、例えば大災害時においてスマートフォンを用いて遺言をすることなどを想定し、特別の方式こそデジタル技術の活用になじむのではないかとの指摘がある。デジタル技術を活用した新たな方式を検討すべきとも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

15

20

5 その他

そのほか、遺言者の最終意思の実現という観点からは、例えば遺言能力（法律効果を弁識するために必要な判断能力）、遺言事項として記載された内容の明確性、成年被後見人の遺言等の問題もあり得るところ、上記の検討事項の他に遺言制度について検討すべき事項として、どのようなものが考えられるか。

25

以上